

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第8号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(県費負担教職員に係る読替え)</p> <p>第26条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は特に必要があると認める場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に年次休暇の日数を定めることができる。</p> <p>(県費負担教職員に係る読替え)</p> <p>第26条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、<u>第11条第2項</u>、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、<u>第11条第2項中「人事委員会」とあるのは「市町の長」と</u>、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。